

用 語 説 明

<p>1. 農業</p> <p>【農家】</p> <p>農家</p> <p>専業農家</p> <p>兼業農家</p> <p>第Ⅰ種兼業農家</p> <p>第Ⅱ種兼業農家</p> <p>主業農家</p> <p>準主業農家</p> <p>副業的農家</p> <p>【都市計画区域】</p> <p>市街化調整区域</p> <p>市街化区域</p> <p>農業振興地域</p> <p>【土地】</p> <p>経営耕地</p> <p>田</p>	<p>経営耕地面積が 10 a 以上の農業を営む世帯。</p> <p>世帯員の中に兼業従事者が 1 人もいない農家。</p> <p>世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家。</p> <p>農業所得を主とする兼業農家。</p> <p>農業所得を従とする兼業農家。</p> <p>農業所得が主（世帯所得の 50%以上が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。</p> <p>農外所得が主（世帯所得の 50%未満が農業所得）で、調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家。</p> <p>調査期日前 1 年間に自営農業に 60 日以上従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家。</p> <p>都市計画法に基づき、市街化を抑制する区域。</p> <p>都市計画法に基づき、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域市街化を積極的に図る区域。</p> <p>農振法に基づき、今後相当長期にわたり総合的に農業振興を図るべき地域として都道府県知事が指定する区域。</p> <p>農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計。</p> <p>経営耕地＝所有地(田、畑、樹園地)－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地</p> <p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地。</p>
--	---

畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地。
樹園地	果樹、茶、桑などを規則的又は連続的に栽培している土地で、肥培管理している土地。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地。
【市内総生産】	
第1次産業	農林水産業。
第2次産業	鉱業、製造業、建設業。
第3次産業	第1次、第2次産業以外の産業。
【畜産】	
乳用牛	現在搾乳中の牛のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛及びと殺前に一時肥育している乳廃牛。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛。
【その他】	
ほ場整備事業	生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用排水、道路等の整備のほか農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行う。
農業集落排水事業	農業集落において、し尿や生活雑排水などの汚水を収集するための管路施設や、汚水を処理するための汚水処理施設、発生した汚泥を処理する施設を整備する事業。
合併処理浄化槽	公共下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラントなどが整備されていない地域でトイレを水洗化するときに設置が義務付けられている、水洗し尿や生活雑排水を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。

2. 漁業

漁船漁業

漁船を使用して営む漁業（養殖、定置及び地びき網を除く）。

養殖

水産生物を飼養して，人工的に繁殖させること。

観光漁業

漁業環境を利用した観光事業。観光客に対し漁場の開放や漁業体験（潮干狩り，地引網）などのサービス提供を行う。